

# 愛知県芸術劇場運営方針

## 1 策定趣旨

愛知県芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）は、美術館、劇場、文化情報センターからなる総合芸術文化施設である愛知芸術文化センターの一翼を担う施設として、平成4年10月に設置された。

愛知芸術文化センターの建設理念を示した「愛知県新文化会館建設基本計画」（昭和61年3月策定）において、芸術劇場は「従来の多目的ホールによる貸館を主体とした公共ホールのあり方から脱皮し、県民の芸術文化ニーズの多様化・高度化に応えるため、目的に応じた質の高い鑑賞・発表の場を提供できる専用ホール群を整備し、全体として幅広い分野に柔軟に対応していく。併せて、本地域の音楽・舞台芸術等の芸術文化を振興するため、積極的に働きかけを行う『活動型ホール』となることをめざす。」とされている。

この建設基本計画に基づき、大規模な舞台規模と機構・設備を有する大ホール、国内有数の音響特性を持つコンサートホール、実験的、創造的な舞台芸術等に適した小ホールの3つのホールが設置され、以降、それぞれのホールの特性を活かし、世界的なオペラやコンサート、先端的なダンスや演劇、地域の伝統的な芸能、県民の様々な文化活動の発表など、多彩な事業が展開され、県民が楽しく、身近に質の高い芸術文化に触れ、また、優れた芸術文化の鑑賞、創造、発信の場として活発に利用されてきた。

こうした中、平成24年6月に「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」（以下「劇場法」という。）が制定され、劇場・音楽堂等の社会的役割が明記されるとともに、その活性化のために国や地方公共団体等の役割や目指すべき方向性が示された。

県においては、劇場法の趣旨を踏まえ、建設基本計画の理念をさらに推進するため、平成25年3月に策定した「文化芸術創造あいちづくり推進方針」（改訂版）において、愛知芸術文化センターを拠点とした芸術創造機能を一段と強化するため運営手法等の見直しを行うこととし、特に芸術劇場については、それまで文化情報センターと公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「事業団」という。）がそれぞれ担ってきた舞台芸術公演等の事業機能を事業団に統合し、組織・体制の強化・再編を行った上で、施設の運営機能を移管し、質の高い舞台芸術を創造・発信・提供する劇場としての機能強化、専門性の蓄積を図ることとした。

この方針に沿い、平成26年4月、事業団が、芸術劇場を中心とした愛知芸術文化センターの指定管理者となり、1期目の折り返し地点を迎えている。また、愛知芸術文化センターは、平成29年10月に開館25周年を迎え、さらに平成28年11月から31年4月まで、開館以来となる大規模な改修を行うこととしている。

こうした節目を迎える今、劇場法の基本理念の下、芸術劇場のこれまでの取組を継承し、さらに発展させ、芸術文化の振興及び普及を図るため、芸術劇場の役割を明らかにするとともに、その役割を将来にわたって果たしていくための施策を総合的に推進することを目的として、ここに改めて芸術劇場の運営方針を定めるものである。

## 2 理念

芸術劇場は、総合芸術文化施設である愛知芸術文化センターの一翼を担う施設であり、また、3つの性格の違うホールを持つ劇場である。

こうした施設の特性を十分活かし、国内外の劇場や実演芸術団体等とも連携し、今後とも、多彩で質の高い舞台芸術の鑑賞の場を提供するとともに、新しい創造の翼を広げ発信する場、人々の芸術文化活動への参加の場として、機能することを目指す。

また、地域の中核的劇場として、舞台芸術等に関わる人材の育成や、未来を担う青少年等が芸術文化に触れ、楽しみ、豊かな感性を育むことができるよう普及啓発などにも取り組む。

こうした取組により、芸術劇場が、芸術文化の継承、創造、発信の場となり、また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点となり、もって心豊かな県民生活、活力ある地域社会の実現に寄与することを目指す。

## 3 質の高い事業の実施

### (1) 事業の実施

芸術劇場は、国内外の劇場や実演芸術団体等とも連携・協力し、劇場の特性を活かした創造性・発信性のある自主企画事業を実施する。

また、高い技術力とホスピタリティにあふれた劇場運営を行うとともに、他の主催者による事業等についても配慮しながら、県民に多彩で質の高い舞台芸術公演の鑑賞機会を提供する。

### (2) 評価の実施

芸術劇場は、舞台芸術の水準の向上や適切な管理運営の実施のため、県が定める評価基準により自己評価を行うとともに、県が実施する事業評価の結果を事業計画に反映する。

自己評価の実施に当たっては、劇場利用者等の視点に配慮することとし、定量的指標のみでは測り得ない舞台芸術の定性的側面にも留意する。

## 4 専門的人材の養成、確保及び職員の資質の向上

### (1) 専門的人材の養成

芸術劇場は、劇場運営を適切に行うために必要な専門的能力を有する人材の養成に努め、他の劇場、実演芸術団体等と連携・協力し、実践的な知識及び技術を習得する研修や人材交流等の機会を設ける。

### (2) 専門的人材の確保

芸術劇場館長に劇場運営に優れた能力・識見を有する人材を配置するとともに、舞台芸術公演等企画・制作能力、舞台関係施設・設備運用能力、広報・マーケティング能力など必要な専門的能力を有するスタッフの確保に努める。

### (3) 職員の資質の向上

関係機関と連携・協力しつつ、職員の資質の向上を図る研修等を行うよう努める。

## 5 普及啓発

観客層を広げ、芸術文化への理解をより深く促すため、鑑賞機会の提供にとどまらず、県民が舞台芸術に対する関心や活動意欲を高めるための取組を行う。

とりわけ、未来を担う青少年の豊かな感性や想像力を育むため、優れた芸術文化に出会い、身近に楽しむ機会を提供する。

また、年齢や障害の有無、国籍等に関わらず、幅広く芸術文化に対する関心を高め、楽しむことができる機会の提供に留意する。

## 6 関係機関との連携強化

利用者に対し、より質の高い舞台芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から、他の劇場、実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、その他の取組を行う。

また、地域の中核的劇場として、指導的役割を果たすため、地域の劇場等職員を対象とする技術提供、情報交換、研修会等を行う。

県美術館、その他近隣施設等と積極的に連携・協力を図り、愛知芸術文化センター全体の活性化、にぎわい創出に努め、多様な交流・創造を持続的に展開する。

## 7 国際交流

海外の劇場等又は実演芸術団体等と連携・協力し、人的交流や情報交換、国内への公演の招致等を行い、舞台芸術に関する国際交流の場を創り出すほか、国内外に開かれた芸術文化の拠点となるよう努める。

## 8 経営の安定化

### (1) 関心の向上と利用者等拡大

利用者等のニーズの適切な把握に努め、それを反映した運営を行い、サービスの向上に努める。

劇場利用の促進、にぎわいづくりにつながるような事業等の企画・実施、また多様な情報発信や広報、各種団体等への誘客活動を行うなど、利用の促進に努める。

### (2) 財源の確保

芸術劇場は、公的又は民間助成事業等の活用や、法人及び個人からの寄付金の活用を図り、多様な財源の確保に努める。

## 9 安全管理等

### (1) 維持管理

施設・設備の保守・点検は、適用を受ける関係法令を遵守して実施するとともに、施設の維持補修・改良、更新については、県と運営者が適切に分担し行う。

### (2) 規程及び体制の整備

安全管理に係る規定を整備し、職員に徹底するとともに、安全管理を適切に行い

得る体制の整備に努める。

(3) 非常時対応

避難、救助その他の災害応急対策及び災害復旧等の非常時における対応についてあらかじめ検討し、必要な対策を講じるよう努める。